

法第九条の七の五第一項に規定する共済事業を行う協同組合をいう。以下この号において同じ。）又は当該共済代理店（同条第二項に規定する共済代理店をいう。）がその委託を受けた共済事業を行う協同組合」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定共済契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（中小企業等協同組合法第五十八条第六項に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金

額をいう。以下この条において同じ。」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分）に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。」及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九条の八第二項第七号中「有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受

けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十五号の二及び第十六号を次のように改める。

十五の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第十号に掲げる事業に該当するものを除く。）

十六 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第九条の八第二項第十七号中「前二号」を「第十五号の二」に改め、同項第十九号及び第二十号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第五項中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第六項第一号トを同号チとし、同号ハからハまでを同号ニからトまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

第九条の八第六項第一号の二を次のように改める。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十二条第二項（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第九条の八第六項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第三号の三及び第四号を次のように改める。

三の三 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう。

四 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号（定義）に掲げる行為をいう。

第九条の八第七項及び第九条の九第六項第二号中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第一百十二条の三を第一百十二条の七とし、第一百十二条の二を第一百十二条の六とし、第一百十二条の次に次の四条を加える。

第一百二十二条の二 第九条の七の五第三項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）

において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十二条の三 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十二条の四 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。

その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百二十二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面

を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第百十四条の四第一号を次のように改める。

一 第百十二条の二 三億円以下の罰金刑

第百十四条の四第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第百十二条の三 一億円以下の罰金刑

三 第百十二条の五、第百十二条の六第一項若しくは第二項又は前条 各本条の罰金刑

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十一条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業

者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第四条の四第二項第二号及び第三号中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第五条の四第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第九百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第九百九十七条」に、「第九百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第九百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第九百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第六条第一項中「第十六条」を「第十三条の三」に、「取締役等」を「第十四条から第十六条まで（取締役等）」に改め、同条第二項中「行わせてはならない」との下に「同法第十二条の二中「第十三条の四」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二」と、同法第十三条の三中「次条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二」とを加える。

第六条の五第一項中「許可」の下に「第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品

取引法の準用)」を加え、同条第二項中「特定銀行代理業者」を「特定預金等契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」に、「同法第五十二条の六十一第二項」を「同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二」と、同法第五十二条の六十一第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(金融商品取引法の準用)

第六条の五の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は信用協同組合等が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。))の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。)の締結について、同章第二節第一款

(第三十五条から第三十六条の四まで (第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十七条の五(保証金の受領に係る書面の交付)、第三十八条第一号及び第三号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項ただし書及び第五項(損失補てん等の禁止)、第四十条の二(最良執行方針等)並びに第四十条の三(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)を除く。)(通則)の規定は信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業」と、これらの規定(同法第三十七条の六第三項の規定を除く。)中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為

(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等(協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下同じ。)」又は当該信用協同組合代理業者(同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)」の所属信用協同組合(同項に規定する所属信用協同組合をいう。)」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「信用協同組合等」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払(信用協同組合代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除

に伴い信用協同組合等に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払)を請求することができない。ただし、信用協同組合等にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「信用協同組合等にあつては、前項の」と、同法第三十九條第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）」又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。))が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。))」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、

当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）」、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の六第二号中「前条第一項」を「第六条の五第一項」に改める。

第九条の前の見出しを削る。

第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第八条の二 第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）

第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の次に次の三条を加える。

第十条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第十一条第一項第一号中「第九条の二」を「第八条の二又は第九条の二」に改め、同項第三号中「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条の二の二 一億円以下の罰金刑

（商品取引所法の一部改正）

第十二条 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「証券取引法」を「取引所金融商品市場（金融商品取引法）」に、「取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場」を「取引所金融商品市場をいう。第百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。」に改める。

第一百一条第三項中「証券取引所の開設する市場」を「取引所金融商品市場」に改める。

第二百十三條の次に次の一條を加える。

(広告等の規制)

第二百十三條の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表明しなければならぬ。

一 当該商品取引員の商号

二 商品取引員である旨

三 商品取引受託業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはな

らない。

第二百十四条第一号中「利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して」を「不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 商品市場における取引等の受託を内容とする契約（第二百十五条、第二百十七条から第二百十九条まで、第二百二十条の三及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。

第二百十四条の次に次の一条を加える。

（損失補てん等の禁止）

第二百十四条の二 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品市場における取引等を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定め

た額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 商品市場における取引等につき、自己又は第三者が当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

2 商品取引員の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

3 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品取引員があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供さ

れたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

第二百十五条中「及び財産の状況」を、「財産の状況及び受託契約を締結する目的」に改める。

第二百十七条第一項中「商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下この条から第二百十九条まで及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。）」を「受託契約」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第二百二十条の二第一項」を加える。

第二百十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「場合において、」の下に「第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

第二百二十条の次に次の二条を加える。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して顧客が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、顧客に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(金融商品の販売等に関する法律の準用)

第二百二十条の三 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第六条から第九条までの規定は、商品取引員が行う受託契約の締結について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第二百十八条第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品取引所法第二百十四条(第一号に係る部分に限る。)」の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第九条第二項第一号中「当該金融商品の販

売に係る契約」とあるのは「商品取引所法第二百十四条第二号の受託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百六十九条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第五項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項」を「第二条第四項」に改める。

第二百四十八条中「次の各号に掲げる」を「取引所金融商品市場に類似する」に、「当該各号に掲げる法律」を「金融商品取引法」に改め、同条各号を削る。

第二百五十八条の次に次の一条を加える。

第二百五十八条の二 第二百十四条の二第一項の規定に違反した場合には、その行為をした商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百六十二条第十三号を同条第十四号とし、同条第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第二百十四条第二号の規定に違反した者

第三百六十三條第十二号を同条第十四号とし、同条第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 第二百十四條の二第二項の規定に違反した者

七 第二百十四條の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

第三百六十七條第六号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二百二十條の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百十七條第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第三百六十七條第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第二百十三條の二第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
四 第二百十三條の二第二項の規定に違反した者

第三百七十一條第一項第二号中「第三百六十條」を「第三百五十八條の二、第三百六十條」に改め、同

項第四号中「第三百六十三号第八号及び第九号」を「第三百六十三号第七号、第十号及び第十一号」に改め、同項第五号中「第八号及び第九号」を「第七号、第十号及び第十一号」に改める。

第三百七十三号第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百二十条の三において準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

(信用金庫法の一部改正)

第十三条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十九条の二」を「第八十九条の三」に、「第九十条」を「第八十九条の四」に改める。

第三十四条第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第九百九十七条第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第九百九十七条」に、「第九百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)」を「第九百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号(有価証券の無届募集等の罪)、第九百九十八条第八号(裁判所の禁止又は停止命令違反の罪)」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を

「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。
第三十五条の二第一項を次のように改める。

理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

第三十五条の二第四項中「第一項」の下に「第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第五十三条第三項第二号中「有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）」、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同

じ。)であつて内閣府令で定めるもの(第五号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

第五十三条第三項第十三号中「前二号」を「第十一号」に改め、同項第十五号及び第十六号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第四項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第五項第一号トを同号チとし、同号ハからハまでを同号ニからトまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第百三十九条の十二第一

項(短期投資法人債に係る特例)に規定する短期投資法人債

第五十三条第五項第一号の二を次のように改める。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八

項第六号(定義)に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項(金融機関の

有価証券関連業の禁止等)に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第五十三条第五項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう。

五 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号（定義）に掲げる行為をいう。

第五十三条第六項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第五十四条第四項第二号中「有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）」、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同

じ。)であつて内閣府令で定めるもの(第五号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 デリバティブ取引(内閣府令で定めるものに限る。)の媒介、取次ぎ又は代理

第五十四条第四項第十三号中「前二号」を「第十一号」に改め、同項第十五号及び第十六号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第五項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連連業の禁止等」に改める。

第五十四条の九第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第五十四条の二十三第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連連業(同法

第二十八条第八項(定義)に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十五条

第一項第一号から第八号まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

三 金融商品取引法第二条第十二項(定義)に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同

条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第五十四条の二十三第一項第七号並びに第二項第二号、第三号及び第六号イ中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第八十九条第一項中「第十六条」を「第十三条の三」に、「取締役等」を「」、第十四条から第十六条まで（取締役等）に改め、同条第三項中「許可」の下に「第五十二条の四十五の二（銀行代理業者

についての金融商品取引法の準用)」を加え、同条第四項中「特定銀行代理業者」を「特定預金等契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」に、

「同法第五十二条の六十一第二項」を「同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項」に改める。

第十章中第八十九条の二を第八十九条の三とし、第八十九条の次に次の一条を加える。

(金融商品取引法の準用)

第八十九条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。))の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。))の締結について、同章第二節第一款(第三十五

条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は金庫又は信用金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行

為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。))の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。))又は当該信用金庫代理業者(同法第十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。))の所属信用金庫(同項に規定する所属信用金庫をいう。)」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払(信用金庫代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払)を請求することができない。た

だし、金庫にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」

と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十一章中第九十条の前に次の一条を加える。

第八十九条の四 第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の次に次の三条を加える。

第九十条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十条の四の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第九十条の七第一項第一号中「第九十条の二」を「第八十九条の四又は第九十条の二」に改め、同項第三号中「第九十条の五又は前条」を「又は前三条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第九十条の四の二 一億円以下の罰金刑

(長期信用銀行法の一部改正)

第十四条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号を次のように改める。

一 有価証券の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除き、書面取次ぎ行為に限る。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)

第六条第三項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十五条第二項各号」を「第三十条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改め、同項第九号及び第十号を次のように改める。

九 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）

であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第六条第三項第十一号中「前二号」を「第九号」に改め、同条第四項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

第六条第五項を次のように改める。

5 第三項第一号又は第九号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ行為」とは、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第六条第七項を次のように改める。

7 第三項第九号又は第十号の「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規

定するデリバティブ取引をいう。

第十三条の二第一項第三号及び第四号を次のように改める。

- 三 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）
- 四 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）
- イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為
- ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該

当するものを除く。)

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号(定義)に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号(定義)に掲げる行為

第十三条の二第一項第八号並びに第四項第二号、第三号及び第六号イ並びに第十六条の四第一項第七号及び第十号口中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第十七条中「範囲」の下に「第十三条の四(金融商品取引法の準用)」を、「基準」の下に「第五十二条の四十五の二(銀行代理業者についての金融商品取引法の準用)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(金融商品取引法の準用)

第十七条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)(雑則)の規定は長期信用銀行が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨

の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、これらの規定

(同法第三十七条の六第三項の規定を除く。)中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならぬ」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者(長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。)の所属長期信用銀行(同項に規定する所属長期信用銀行をいう。)」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「長期信用銀行」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契

約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（長期信用銀行代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い長期信用銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払）を請求することができない。ただし、長期信用銀行にあつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは「特定預金等契約に関して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「長期信用銀行にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又

はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限る）、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条の二に次の一号を加える。

六 第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九

条第一項の規定に違反した者

第二十五条の二の次に次の三条を加える。

第二十五条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十五条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第二十六条第一項第一号中「第二十四条」を「第二十三条の二第六号又は第二十四条」に改め、同項第三号中「第二十三条の二」を「第二十三条の二（第六号を除く。）」に、「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十五条の二の二 一億円以下の罰金刑

(労働金庫法の一部改正)

第十五条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第九十七條」に、「第九十八條第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第九十七條の二第一号から第十号まで若しくは第十三号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十八條第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を

「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。
第三十六条第一項を次のように改める。

理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

第三十六条第四項中「第一項」の下に「第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第五十八条第二項第八号中「有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）」、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十六号の二及び第十七号を次のように改める。

十六の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同

じ。) であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 デリバティブ取引（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第五十八条第二項第十八号中「前二号」を「第十六号の二」に改め、同項第二十号及び第二十一号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第五項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第六項第一号トを同号チとし、同号ハからヘまでを同号ニからトまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条の十二第一

項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

第五十八条第六項第一号の二を次のように改める。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十二条第二項（金融機関の

有価証券関連業の禁止等)に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第五十八条第六項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第三号の三及び第四号を次のように改める。

三の三 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項(定義)に規定するデリバティブ取引をいう。

四 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号(定義)に掲げる行為をいう。

第五十八条第七項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第五十八条の二第一項第六号中「有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) 又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十四号の二及び第十五号を次

のように改める。

十四の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五 デリバティブ取引（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第五十八条の二第一項第十六号中「前二号」を「第十四号の二」に改め、同項第十八号及び第十九号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第三項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第五十八条の五第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げ

る行為を行う業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（八に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第五十八条の五第二項第二号及び第三号中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。